

## 千葉市規則第21号

### 千葉市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号。以下「政令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (除却の必要性に係る認定申請書に添える書類)

第2条 省令第49条第1項第3号の規定により特定行政庁が規則で定める書類は、法第102条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類その他市長が必要と認める書類とする。

2 法第102条第2項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

#### (許可申請書に添える図書等)

第3条 省令第52条第1項の規定により特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他市長が必要と認める図書又は書面とする。

#### (許可の設計変更)

第4条 法第105条第1項の許可を受けた者（次条及び第7条において「許可事業者」という。）は、設計内容を事業完了前に変更しようとするときは、新たに同項の許可を受けなければならない。ただし、市長が既に許可を受けた事項の範囲内であると認めてその変更を承認したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、設計変更承認申請書（様式第1号）の正本及び副本に当該変更に係る図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、設計変更承認通知書（様式第2号）に同項の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（名義変更届）

第5条 法第102条第2項の認定を受けた者（以下この条及び第7条において「認定事業者」という。）又は許可事業者は、同項の認定を受けたマンションの除却又は法第105条第1項の許可を受けたマンションの工事が完了する前に、認定事業者又は許可事業者の名義に変更があったときは、変更前の認定事業者又は許可事業者と変更後の認定事業者又は許可事業者の氏名を記載して名義変更届（様式第3号）に当該認定又は許可を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。認定事業者又は許可事業者の住所又は氏名に変更があったときも同様とする。

（取下げ届）

第6条 法第102条第1項の規定による認定を申請した者又は法第105条第1項の規定による許可を申請した者は、市長が当該認定又は許可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（取りやめ届）

第7条 認定事業者又は許可事業者は、法第102条第2項の認定を受けたマンションの除却又は法第105条第1項の許可を受けたマンションの工事を取りやめたときは、取りやめ届（様式第5号）に当該認定又は許可を受けたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号

年 月 日

設計変更承認申請書

(あて先) 千葉市長

申請者氏名

年 月 日付千葉市指令 第 号で許可された申請書について、次のとおり設計変更したいので、千葉市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第4条第2項の規定により申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

許可事業者	フリガナ名			
	住所	〒	連絡先電話番号 ( )	電子メールアドレス @
設計者	資格	( ) 建築士 ( ) 登録第	号	
	住所	〒	連絡先電話番号 ( )	電子メールアドレス @
	氏名			
	建築士事務所名 事務所登録	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第	号	
地名地番	千葉市 区			
変更内容	変更前の計画	変更後の計画	理由	
※受付欄		※決裁欄		※承認番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
2 許可等の通知書及び変更図書を添付してください。

設計変更承認通知書

住所

氏名

様

年 月 日付けで申請があった下記許可に係る設計変更承認申請については、承認しましたので、千葉市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第4条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



記

1 許可年月日及び番号 年 月 日 千葉市指令 第 号

2 建築場所 千葉市 区

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第3号

年 月 日

名 義 変 更 届

(あて先) 千葉市長

届出者氏名

届出者氏名

下記のとおり認定(許可)事業者に変更があったので、千葉市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第5条の規定により、届け出ます。

認定 (許可) 事業者	新	フリガナ名	
		住所	〒 連絡先電話番号 ( ) 電子メールアドレス @
	旧	フリガナ名	
		住所	〒 連絡先電話番号 ( ) 電子メールアドレス @
認定又は許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
地名地番	千葉市 区		
備考			
※受付欄		※決裁欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
 2 届出者氏名は、新旧の認定(許可)事業者の氏名を記載して提出してください。  
 3 認定又は許可の通知書を添付してください。

様式第4号

年 月 日

取 下 げ 届

(あて先) 千葉市長

届出者氏名

年 月 日 第 号で提出した [ 認 定 ] [ 許 可 ] 申請書を取り下げたいので、

千葉市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第6条の規定により、届け出ます。

認定(許可)の 申請者	氏 名	
	住 所	〒 連絡先電話番号 ( ) 電子メールアドレス @
代 理 者	氏 名	
	住 所	〒 連絡先電話番号 ( ) 電子メールアドレス @
地名地番	千葉市 区	
建築物の 主要用途		
取下げ理由		
※受付欄	※決裁欄	
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
2 届出者は、認定(許可)の申請者となります。

様式第5号

年 月 日

取 り や め 届

(あて先) 千葉市長

届出者氏名

下記の除却(工事)を取りやめたので、千葉市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第7条の規定により、届け出ます。

認定(許可)事業者	氏 名	
	住 所	〒 連絡先電話番号 ( ) 電子メールアドレス @
認定又は許可の年月日及び番号	年 月 日	第 号
地名地番	千葉市 区	
取りやめた理由		
備 考		
※受付欄	※決裁欄	
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

- (注意) 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
 2 届出者は、認定(許可)事業者となります。  
 3 認定又は許可の通知書を添付してください。